

第4章 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の考え方

1期期の堺市歴史的風致維持向上計画では、本市の地域特性や時代背景のもと培われた7つの歴史的風致の広がりをもとに、歴史的風致の核となる重要文化財や史跡をはじめとする指定等文化財だけでなく、指定等以外の古墳や町家等の歴史的建造物が集積し、歴史文化の醸成に大きな影響を与えてきた「百舌鳥古墳群及び周辺区域」および「環濠都市区域」の2区域を重点区域に設定した。

1期計画では、歴史的風致の核となる百舌鳥古墳群や井上関右衛門住宅(鉄砲鍛冶屋敷)をはじめとする歴史的建造物の保存整備、堺環濠都市区域の北部地区での修景事業などの事業等を進めた。さらに、祭礼や行事、伝統産業、古墳での清掃活動などの歴史と伝統を反映した人々の活動への支援等を進めてきた。

その結果として、まちの魅力や景観の向上、本市への来訪者の増加、市民の本市の歴史に対する誇りの醸成などの成果を得ることができた。

しかし、百舌鳥古墳群は計画認定後、平成26年3月に史跡百舌鳥古墳群として指定されたことで、古墳群として一体的な保存、活用、公開するための取り組みを進めており、整備等の事業はまだ始まったばかりであること、環濠都市区域でも、歴史的風致形成建造物である鉄砲鍛冶屋敷の整備が進められているが活用はこれからであること、少子高齢化などにより、伝統産業、茶の湯、伝統文化等の継承にかかわる担い手不足が生じることが予想されるなど、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえるととも、本計画第2章で記した本市の維持向上すべき8つの歴史的風致が重層して存在する地域である「百舌鳥古墳群及び周辺区域」および「環濠都市区域」の2区域を引き続き重点区域として設定し、重点的に施策を進めることで、本市の歴史的風致の維持及び向上を図る。

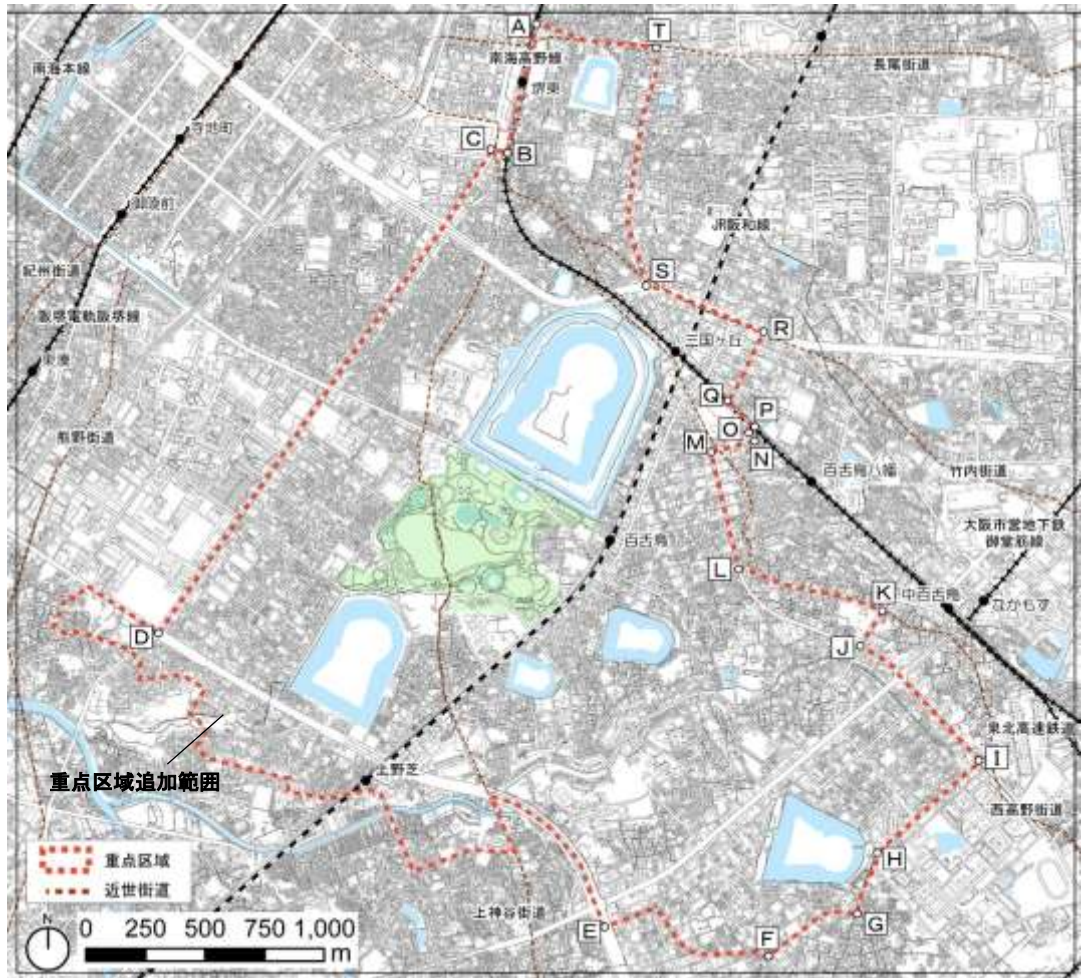
なお、重点区域について、本計画の推進のために、市内各地に分布する伝統的な活動と歴史的建造物が一体となった歴史的風致に対する施策等が必要と認められる場合には、見直しを進めることとする。



重点区域の位置

区域の境界は、北限を府道堺大和高田線とし、東限を市道今池三国ヶ丘線・国道 310 号・市道梅北中百舌鳥線・市道中百舌鳥 56 号線などとする。これらの境界は、百舌鳥三陵の一つである反正天皇陵古墳を含む、現存する百舌鳥古墳群の北限及び東限に対応する。西限は南海高野線・市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘 1 号線・府道大阪和泉泉南線、府道堺狭山線、市道石津 21 号線、同 14 号線とする。この境界は、百舌鳥三陵が立地する信太山台地の西端にあたる。南限は市道石津 25 号線、府道石津川停車場石津線、市道霞ヶ丘 2 号線、市道霞ヶ丘南陵 3 号線、市道南陵 3 号線、市道上野芝宮下 1 号線、市道上野芝 6 号線、市道神石市之町上野芝 2 号線、市道上野芝 45 号線、市道上野芝 50 号線、市道百舌鳥駅津久野線、市道百舌鳥駅津久野線、市道上野芝駅深井線、市道上野芝向ヶ丘 10 号線、府道堺かつらぎ線、府道堺狭山線・美濃川・市道百舌鳥陵南 53 号線・府道深井畑山宿院線・市道百舌鳥梅 45 号線とする。この境界は、百舌鳥古墳群の南限である石津川と百済川および文珠塚古墳が位置する丘陵を経て、ニサンザイ古墳が位置する丘陵の南側を流れる美濃川をとおる。

区間	区間表示	境界	区間	区間表示	境界
A-B	南海高野線	線路中心線		市道上野芝向ヶ丘 10 号線	道路中心線
B-C	市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘 1 号線	道路中心線		府道堺かつらぎ線	道路中心線
C-D	府道大阪和泉泉南線	道路中心線	-E	府道堺狭山線	道路中心線
D-	府道堺狭山線	道路中心線	E-F	美濃川	道路中心線
	市道石津 21 号線	道路中心線	F-G	市道百舌鳥陵南 53 号線	道路中心線
	市道石津 14 号線	道路中心線	G-H	府道深井畑山宿院線	道路中心線
	市道石津 25 号線	道路中心線	H-I	市道百舌鳥梅 45 号線	道路中心線
	府道石津川停車場石津線	道路中心線	I-J	国道 310 号線	道路中心線
	市道霞ヶ丘 2 号線	道路中心線	J-K	市道中百舌鳥 56 号線	道路中心線
	市道霞ヶ丘南陵 3 号線	道路中心線	K-L	市道梅北中百舌鳥線	道路中心線
	市道南陵 3 号線	道路中心線	L-M	国道 310 号線	道路中心線
	市道上野芝宮下 1 号線	道路中心線	M-N	市道百舌鳥梅北 15 号線	道路中心線
	市道上野芝 6 号線	道路中心線	N-O	市道百舌鳥梅北 9 号線	道路中心線
	市道神石市之町上野芝 2 号線	道路中心線	O-P	市道百舌鳥梅北 14 号線	道路中心線
	市道上野芝 45 号線	道路中心線	P-Q	南海高野線	線路中心線
	市道上野芝 50 号線	道路中心線	Q-R	市道向陵中 5 号線	道路中心線
	市道百舌鳥駅津久野線	道路中心線	R-S	府道大阪中央環状線	道路中心線
	市道上野芝 32 号線	道路中心線	S-T	市道今池三国ヶ丘線	道路中心線
	市道上野芝駅深井線	道路中心線	T-A	府道堺大和高田線	道路中心線



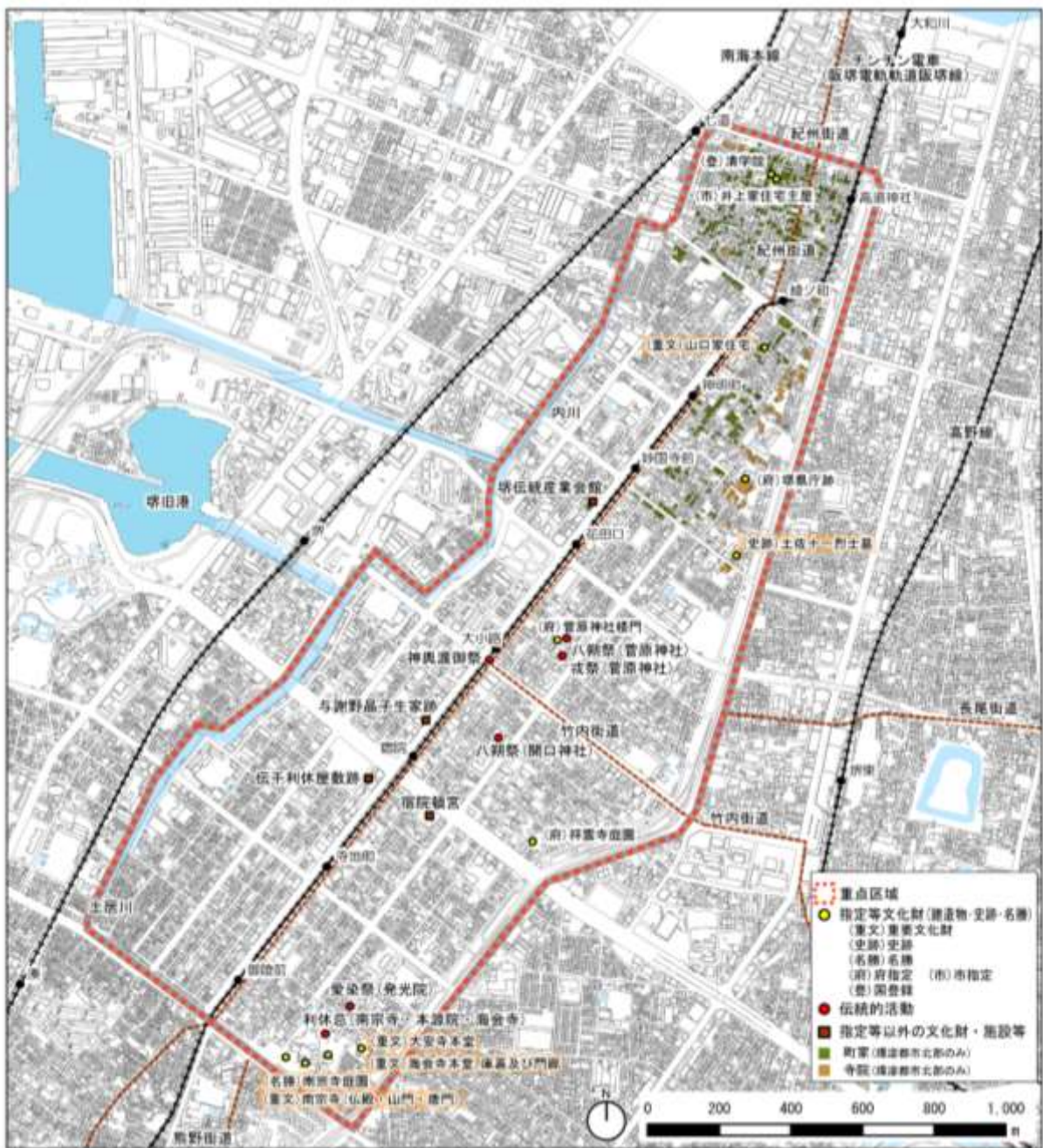
重点区域「百舌鳥古墳群及び周辺区域」の区域境界

(2) 環濠都市区域

名称：環濠都市区域

面積：250ha

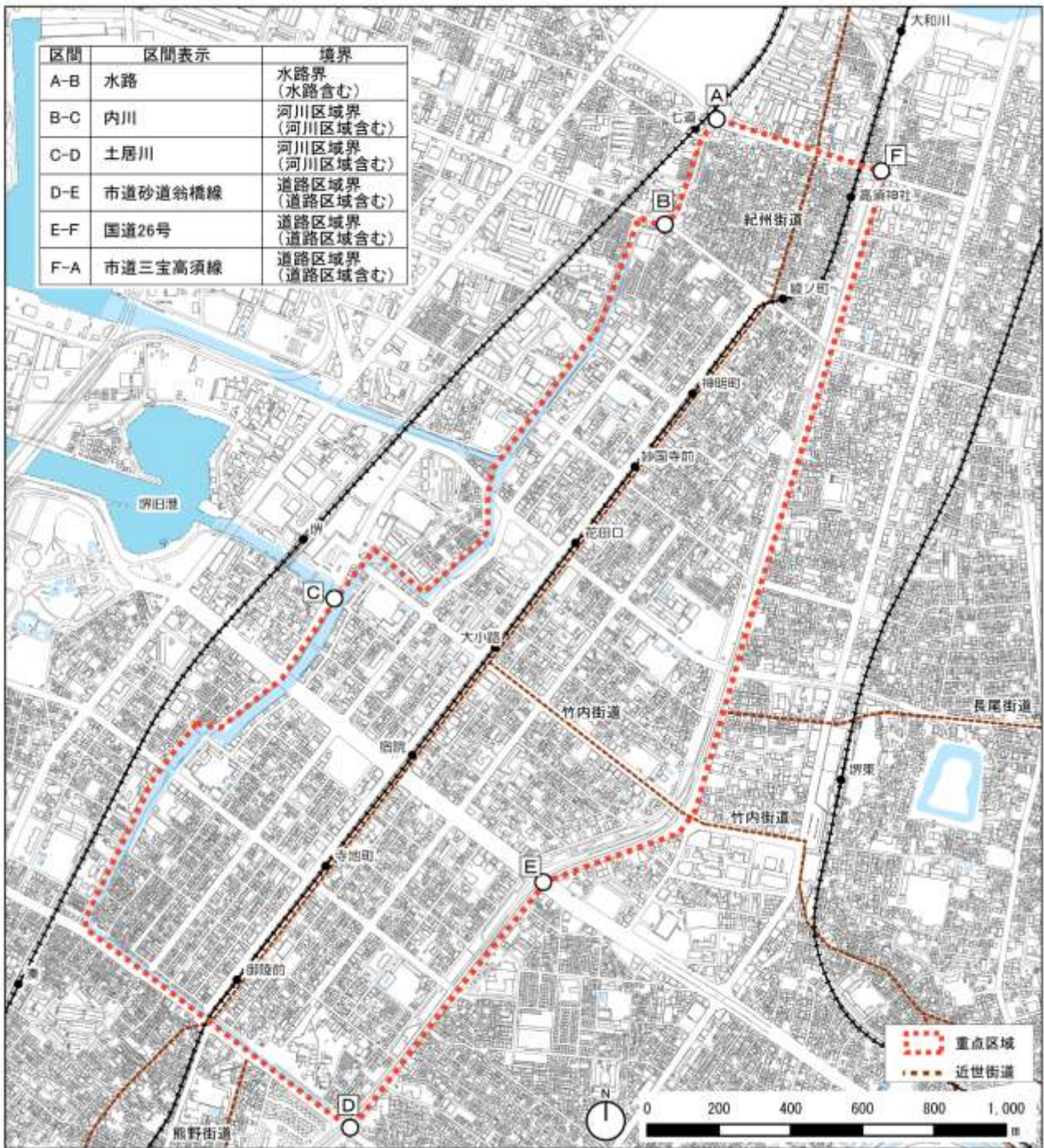
環濠都市区域には「環濠都市の伝統産業にみる歴史的風致」「神輿渡御祭にみる歴史的風致」「環濠都市の茶の湯にみる歴史的風致」の3つの歴史的風致が存在する。堺は古くから海に開かれ発展してきた都市であり、中世には北、東、南の三方を濠で囲み、西は海に開かれてきた。江戸時代に行われた「元和の町割」は、直交する東西の大小路と南北の大道筋(紀州街道)を基準とし、各々並行させた長方形の短冊型地割であり、今もこの形が街区構成の基本となっている。宝永元年(1704)に大和川が付け替えられた後、土砂の堆積に伴い河口部では新田開発が進み、天保6年(1835)には内川と土居川がつながり現在の環濠の形となった。



重点区域「環濠都市区域」の区域と歴史・文化資源の分布

現在の市街地には、茶の湯にみる歴史的風致の核となる重要文化財の南宗寺(仏殿・山門・唐門)をはじめ、山口家住宅、大安寺本堂があり、刃物・線香に代表される伝統産業や神輿渡御祭(おわたり)が受け継がれる市街地には町家などの歴史的建造物等が広く分布する。この地は各時代に生まれ、現在まで受け継がれた様々な伝統を知り、触れることができる市街地であり、これらの建造物を包括し、さらに伝統を今に伝える環濠に囲まれた範囲を重点区域として設定する。

その区域界は、土居川及び内川の河川区域外側、北側は市道三宝高須線の道路区域北端、東側は市道砂道翁橋線及び国道 26 号の道路区域東端とする。



重点区域「環濠都市区域」の区域境界

3. 重点区域の歴史的風致の維持向上の広域的な効果

「百舌鳥古墳群及び周辺区域」は、古墳時代を象徴する大型前方後円墳等で構成される日本有数の古墳群とともに、百舌鳥八幡宮の祭礼や、近世以降に盛んとなり現在に至る古墳周遊などの伝統的な活動で彩られ、各時代を起源とする歴史が重層するという本市の歴史特性を現す代表的な区域となっている。

また「環濠都市区域」は、中世自治都市を土台に近世以降に整備された街区構成を現在も継承し、そこに町家や寺社等の歴史的資源が点在し、独特な市街地環境を形成している。さらに中世の南蛮貿易に代表されるように、環濠都市区域は流通往来及び情報交流の拠点として栄え、その特徴を受け継ぎながら本市の中心市街地として発展した。現在も、本市における経済的、文化的な側面での中心となっており、本区域における各種施策や取組みが、市域全域に与える影響は大きくなっている。

こうしたことから、この2つの重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に実施することにより、歴史的な建造物の保存及び活用、また周辺市街地の環境整備を促進するとともに、伝統産業や祭礼行事の保存・継承に大きく寄与することが期待できる。また両区域には、多くの市民及び来訪者が訪れており、これらの歴史的風致の維持及び向上により形成される、都市魅力の発信にも大きく貢献することが期待される。